

第12次労働災害防止推進計画の中間とりまとめ  
(平成25年～平成28年分)

小田原労働基準監督署

1 計画の目標

(1) 死亡災害

平成29年までに、小田原署管内の労働災害による死者数を、平成24年（以降、基準年という。）と比べて15%以上減少させる。また、単年度では死亡災害をゼロとする。

(2) 休業4日以上の災害（以下「休業災害」という）

ア 全体目標

平成29年までに、小田原署管内の休業災害を、基準年と比べ15%以上減少させる。

イ 重点業種目標

(ア) 製造業

休業災害は、平成29年までに、基準年と比べて15%以上減少させる。

特に、食料品製造業は、業種単独で15%以上の減少を目標とする。

(イ) 建設業

休業災害は、平成29年までに、基準年と比べて15%以上減少させる。

(ウ) 陸上貨物運送業

休業災害は、平成29年までに、基準年と比べて10%以上減少させる。

(エ) 小売業

休業災害は、平成29年までに、基準年と比べて20%以上減少させる。

(オ) 社会福祉施設

休業災害は、平成29年までに、基準年と比べて10%以上減少させる。

(カ) 飲食店

休業災害は、平成29年までに、基準年と比べて20%以上減少させる。

以上の計画の目標をまとめると下表のとおりである。

	基準年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全体	340	326	316	306	296	289
製造業	48					40
食料品製造業	17					14
建設業	54					45
陸上貨物運送業	27					24
小売業	35					28
社会福祉施設	27					24
飲食店	19					15

※ 重点業種目標は、母数が少ないため、各年ごとの数値目標の設定はない。

## 2 第12次防期間中の取組み状況

平成28年における全産業と各重点業種の労働災害発生状況と基準年との比較は、以下のとおりである。

	基準年	平成28年	(比件数)	増減率	平成29年(目標値)
全体	340	339	(-1)	-0.3%	289
製造業	48	36	(-12)	-25.0%	40
(食料品製造業)	17	9	(-8)	-47.1%	14
建設業	54	39	(-15)	-27.7%	45
陸上貨物運送業	27	32	(+5)	+18.5%	24
小売業	35	34	(-1)	-2.9%	28
社会福祉施設	27	28	(+1)	+3.7%	24
飲食店	19	11	(-8)	-42.1%	15

(単位 件)

### (1) 全産業における死亡災害撲滅の取組み状況

平成28年は、年初から死亡災害のない状況を継続していたところ、10月末から11月上旬にかけて死亡災害が立て続けに発生し、合計2件の死亡災害が発生した。

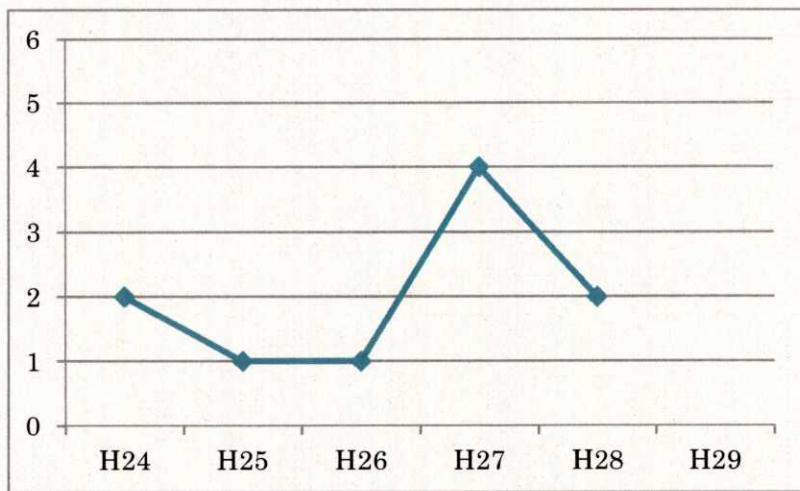
第12次防の初年度（平成25年）以降、死亡災害は1件乃至4件で推移しており、第12次防の計画期間中、一度も死亡災害をゼロにするという目標を達成していない。

なお、平成28年の2件の死亡災害は、次のとおりであった。

死亡災害① 業種「機械器具設備工事業」、事故の型「墜落・転落」、起因物「屋根」

死亡災害② 業種「砂利採取業」、事故の型「崩壊、倒壊」、起因物「砂利」

(図1 基準年以降の死亡災害の推移)



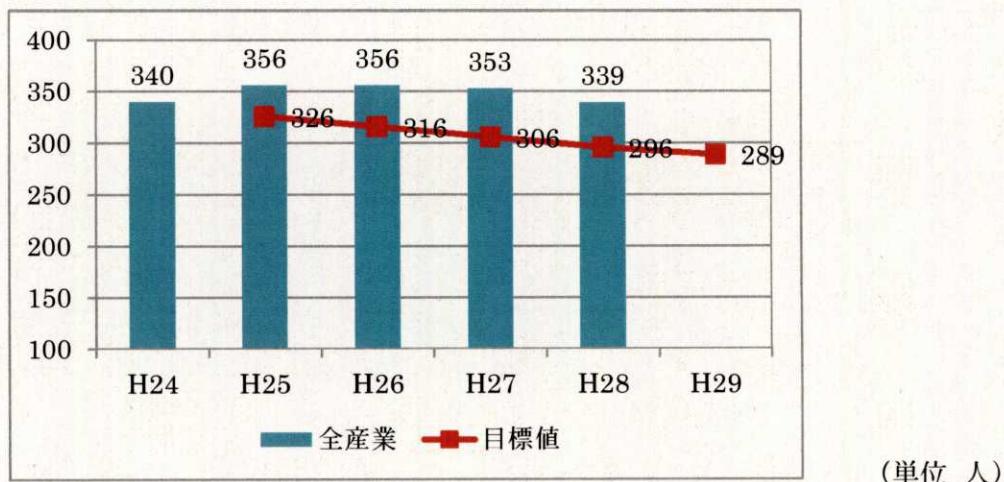
(単位 人)

## (2) 全産業における休業災害の減少に向けた取組み状況

### ア 全体目標

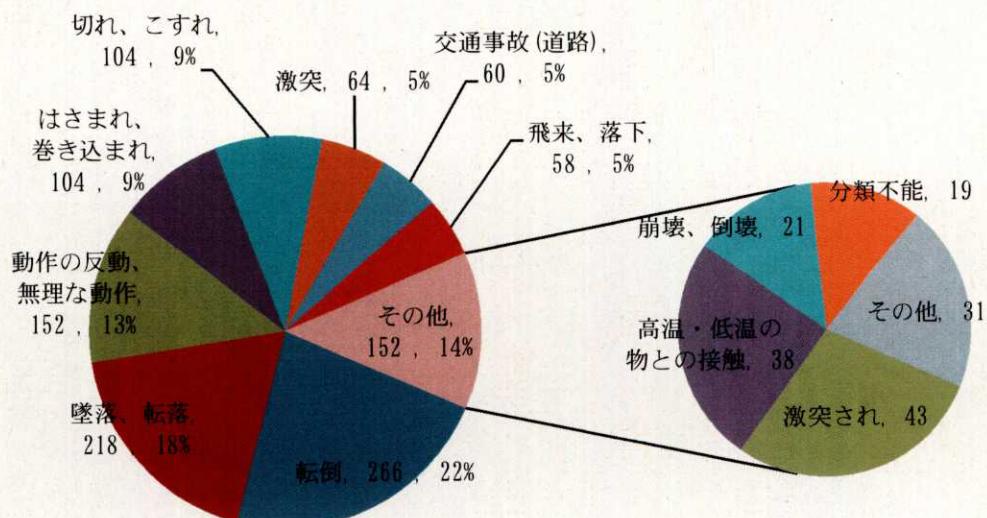
平成 28 年の休業 4 日以上の労働災害は 339 件であった。前年比 14 件 (4%) 減少したもの、単年目標値を大幅に上回った。初年度（平成 25 年）以降、毎年単年目標値を超えており、最終年の目標達成が危ぶまれる状況である。

（図 2 基準年以降の休業 4 日以上の労働災害の推移）



平成 25 年から平成 28 年までの 1,178 件の休業 4 日以上の労働災害を事故の型別にみると、転倒が 266 件 (22%) 、次いで墜落、転落 218 件 (18%) 、動作の反動、無理な動作 152 件 (13%) となり、この三つの事故の型で全体の過半数を占めた。

（図 3 平成 25 年から平成 28 年までの労働災害の事故の型別状況）



（単位 人）

## イ 重点業種別対策

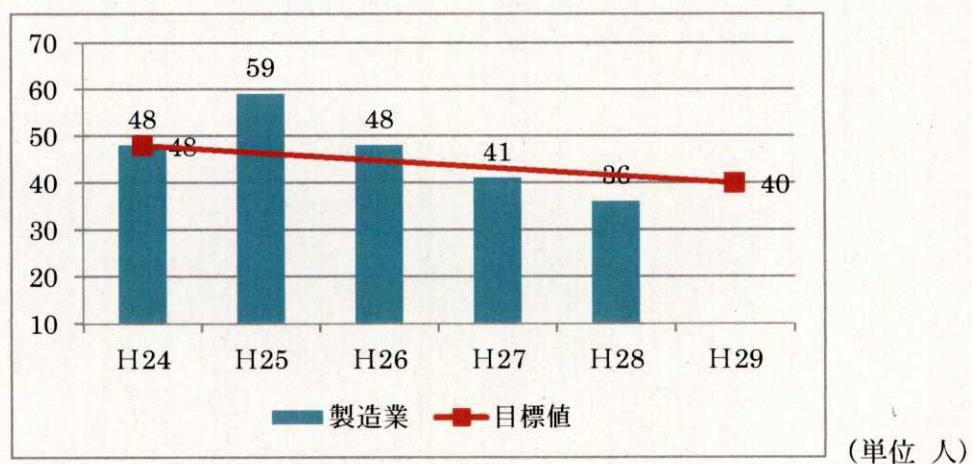
### (ア) 製造業

#### a 製造業（全体）

平成 28 年の製造業（全体）の休業 4 日以上の労働災害は 36 件であった。

初年度（平成 25 年）に増加したものの、翌年以降は減少し、基準年と目標値を結んだ目標ラインの範囲内にある。なお、平成 25 年から平成 28 年までの休業 4 日以上の 156 件の労働災害を事故の型別にみると、はざまれ・巻き込まれが 40 件（26%）、次いで転倒 32 件（21%）、墜落、転落 22 件（14%）の順であった。

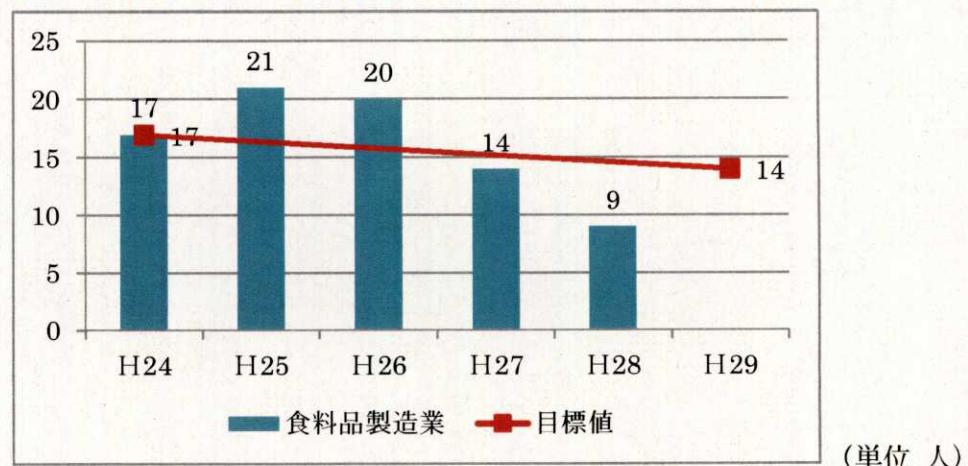
（図 4 基準年以降の製造業における休業 4 日以上の労働災害の推移）



#### b 食料品製造業

平成 28 年の食料品製造業の休業 4 日以上の労働災害は 9 件であり、目標ラインに到達し、最終年の目標達成が視野に入る状況である。なお、平成 25 年から平成 28 年までの 53 件の休業 4 日以上の労働災害を事故の型別にみると、転倒が最も多く 14 件（26%）、次いで墜落、転落 10 件（19%）、はざまれ、巻き込まれ 10 件（19%）の順であった。

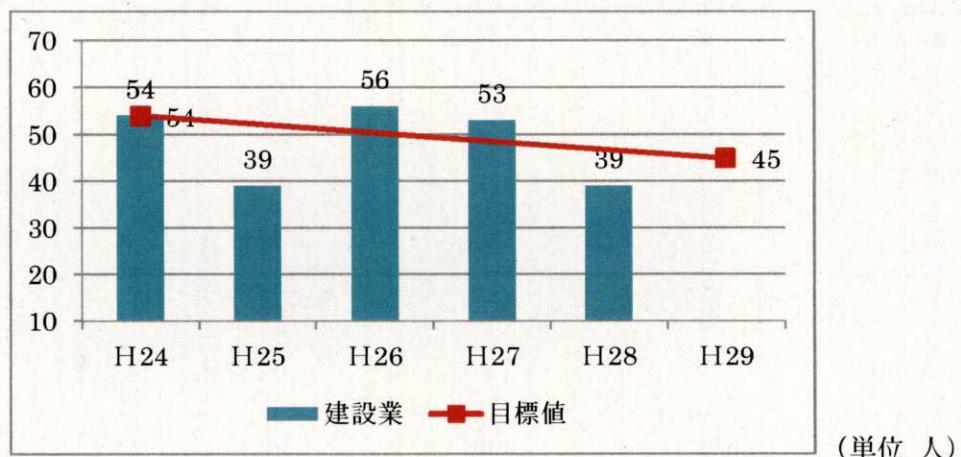
（図 5 基準年以降の食料品製造業における休業 4 日以上の労働災害の推移）



#### (イ) 建設業

平成 28 年の建設業の休業 4 日以上の労働災害は 39 件であった。平成 25 年に大きく減少したものの、平成 26 年及び平成 27 年は増加して目標ラインを上回っていたところ、平成 28 年は大幅に減少した。なお、平成 25 年から平成 28 年までの 181 件の休業 4 日以上の労働災害を事故の型別にみると、墜落、転落が 63 件(35%)、次いで切れ、こすれ 28 件(15%)、転倒 19 件(10%)の順であった。

(図 6 基準年以降の建設業における休業 4 日以上の労働災害の推移)

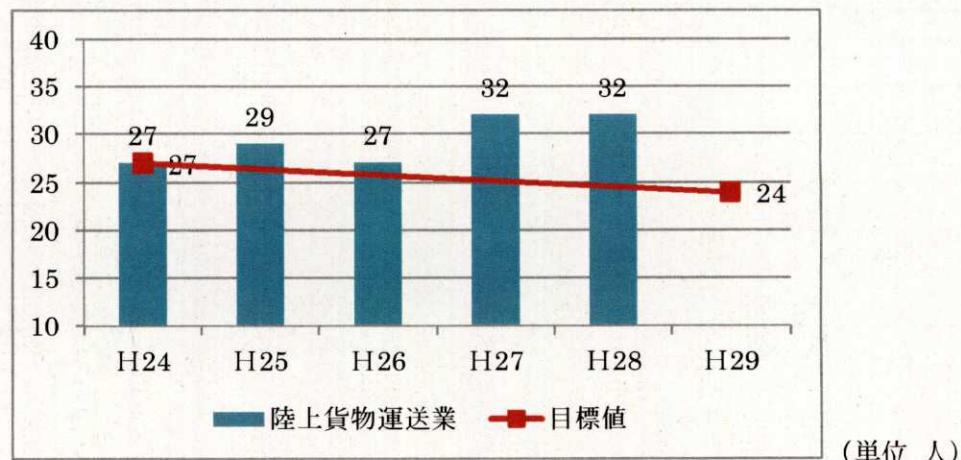


#### (ウ) 陸上貨物運送事業（道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業）

平成 28 年の陸上貨物運送事業の休業 4 日以上の労働災害は 32 件であった。

平成 25 年以降、増加傾向にあり、最終年の目標達成が危ぶまれる状況である。なお、平成 25 年から平成 28 年までの 100 件の休業 4 日以上の労働災害を事故の型別にみると、墜落、転落が 21 件(21%)、次いで動作の反動、無理な動作が 16 件(16%)、転倒 15 件(15%)の順であった。

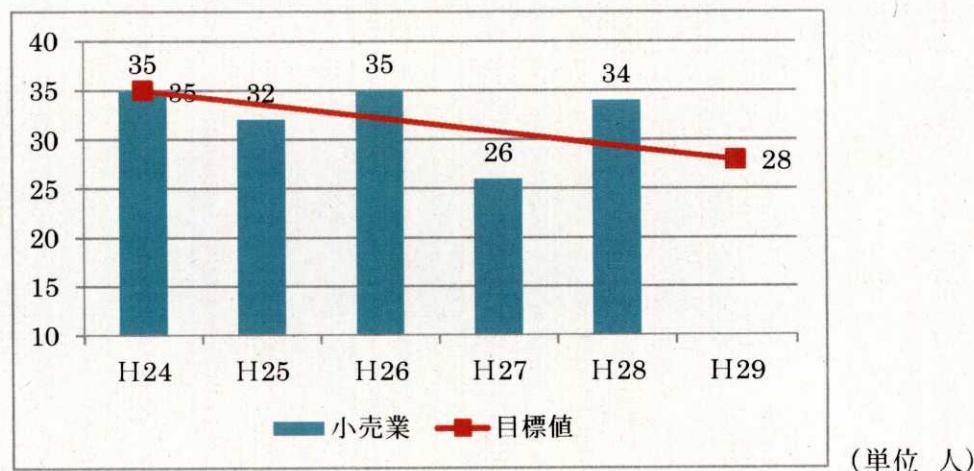
(図 7 基準年以降の陸上貨物運送業における休業 4 日以上の労働災害の推移)



### (工) 小売業

平成 28 年の小売業の休業 4 日以上の労働災害は 34 件であった。平成 25 年以降、増加と減少を繰り返しており、平成 28 年は目標ラインを上回り、最終年の目標達成が危ぶまれる状況である。なお、平成 25 年から平成 28 年までの 120 件の休業 4 日以上の労働災害を事故の型別にみると、転倒が 44 件（37%）、次いで墜落、転落 16 件（13%）、交通事故（道路）14 件（12%）の順であった。

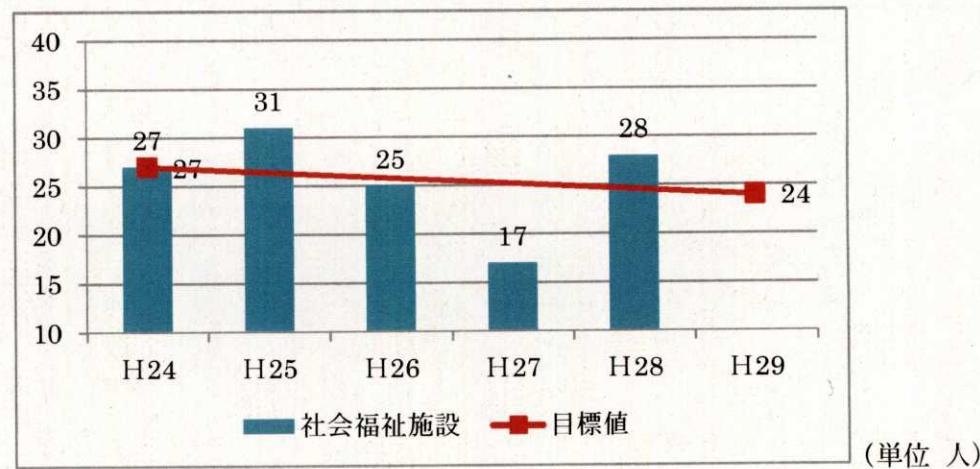
(図 8 基準年以降の小売業における休業 4 日以上の労働災害の推移)



### (才) 社会福祉施設

平成 28 年の社会福祉施設の休業 4 日以上の労働災害は 27 件であった。平成 25 以降減少傾向であったものの、平成 28 年は大幅に増加し、目標ラインを上回った。最終年の目標達成が危ぶまれる状況である。なお、平成 25 年から平成 28 年までの 84 件の休業 4 日以上の労働災害を事故の型別にみると、動作の反動、無理な動作が 31 件（37%）、次いで転倒 22 件（26%）、墜落、転落 10 件（12%）の順であった。

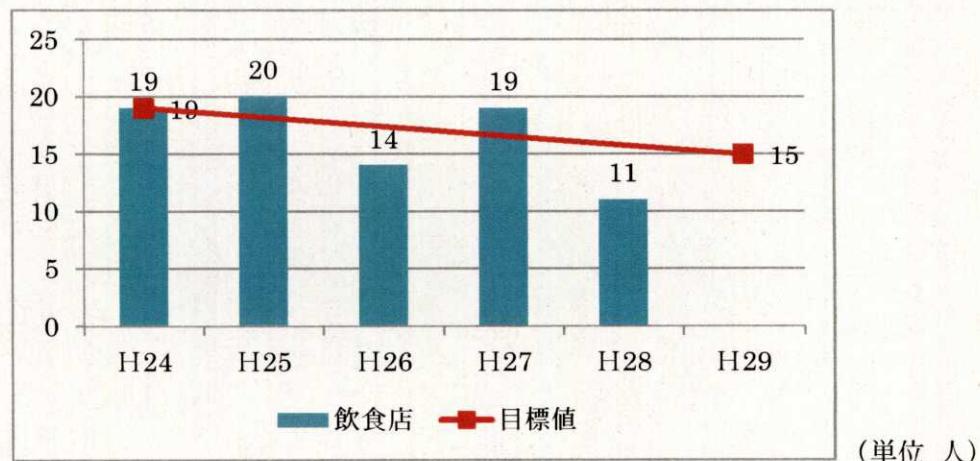
(図 9 基準年以降の社会福祉施設における休業 4 日以上の労働災害の推移)



#### (力) 飲食店

平成 28 年の飲食店の休業 4 日以上の労働災害は 10 件であった。平成 25 年以降、増加と減少を繰り返しており、平成 28 年は目標ラインを下回った。なお、平成 25 年から平成 28 年までの 60 件の休業 4 日以上の労働災害を事故の型別にみると、高温・低温の物との接触が 16 件（27%）、次いで転倒 12 件（20%）、切れ、これ 11 件（18%）の順であった。

（図 10 基準年以降の飲食店における休業 4 日以上の労働災害の推移）



## 4 健康確保・職業性疾病対策

### （1）メンタルヘルス対策

#### （第 12 次防の計画の目標）

- ・規模 50 人から 299 人の事業場を中心とした「心の健康づくり計画」の策定の推進
- ・メンタルヘルス対策支援センターの利用促進

平成 29 年 3 月 29 日現在、規模 50 人から 299 人の事業場において、「心の健康づくり計画」を策定する事業場が 130 件（前年比+15 件）に至った。当該規模の策定率は、35%（前年比+9%）である。

なお、メンタルヘルス対策支援センターの利用推進については、平成 26 年に当該事業の見直しがあり、メンタルヘルス事業が神奈川産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにそれぞれ移管されたことから、定期監督又は個別指導において、これら機関の利用勧奨を行なっている。

### （2）過重労働による健康障害防止対策

#### （第 12 次防の計画の目標）

- ・時間外労働協定の適正化、労働時間の設定改善の取り組みの推進による長時間労働の抑制
- ・労働時間の適正な把握及び健康管理の徹底

- ・長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理の促進  
各種情報から時間外労働が月間 80 時間を超えている疑いのある事業場に監督指導を実施している。

### (3) 化学物質対策

(第 12 次防の計画の目標)

- ・GHS に基づく危険有害性の表示、SDS の交付制度の普及促進
- ・化学物質に対するリスクアセスメントの実施推進
- ・作業環境管理の徹底及び改善

化学物質に起因する傷病は、平成 28 年に 1 件発生したのみである。

化学物質による健康障害防止対策については、平成 26 年以降、化学物質 4 箇年計画を策定し、中期的な取り組みを行なっている。

### (4) 腰痛予防対策

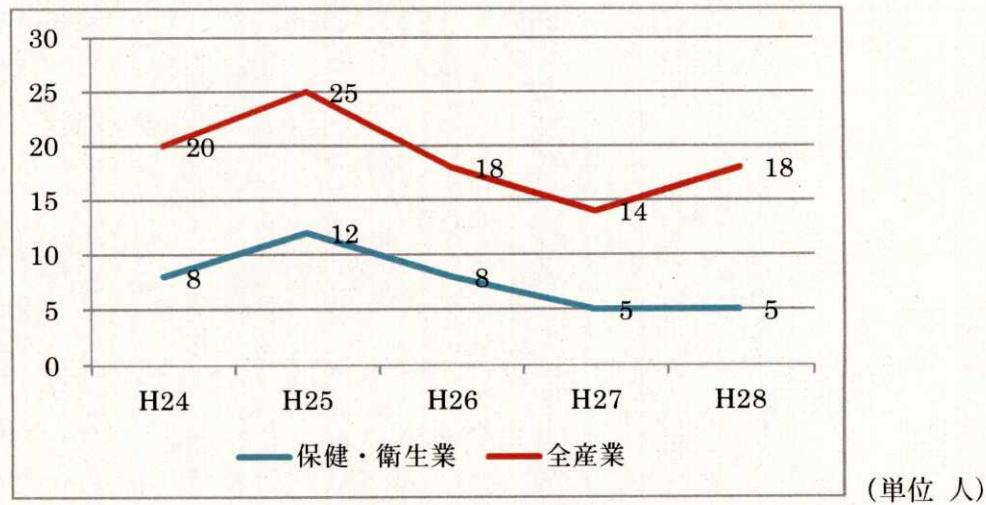
(第 12 次防の計画の目標)

- ・作業方法の改善指導
- ・腰痛予防教育の徹底
- ・職場における腰痛予防対策指針の周知啓発

負傷による腰痛の件数は、基準年（平成 24 年）が 20 件であったのに対し、平成 25 年に 25 件と増加し、それ以降は減少していたものの、平成 28 年は 18 件と増加した。

業種別の内訳は、保健衛生業（特に社会福祉施設）が全体の 3 割前後を占めた。

(図 11 基準年以降の負傷による腰痛の推移)



### (5) 热中症対策

(第 12 次防の計画の目標)

- ・WBGT 値の活用による作業環境管理、作業管理の指導

- ・労働者の体調管理等の指導
- ・夏季及び高温高湿の作業場所における早期警戒、適切な水分補給及び休憩の付与による予防対策の徹底

熱中症による休業4日以上の労働災害は、

平成25年	2件
平成26年	1件
平成27年	2件
平成28年	1件

発生した。業種別の内訳は、建設業が2件、警備業が2件（内建設現場警備が1件）、陸上貨物運送事業が1件、小売業が1件であり、発生時期は、7月から8月に集中した。

#### （6）粉じん障害防止対策

（第12次防の計画の目標）

- ・第8次粉じん障害防止対策に基づく事業場に対する指導、周知啓発  
第8次粉じん障害防止総合対策に基づき進めた。

#### （7）受動喫煙防止対策

（第12次防の計画の目標）

- ・支援制度の周知啓発  
職場における喫煙対策のためのガイドラインに基づく受動喫煙防止対策及び助成金制度の周知及び啓発を行なった。